

令和 8 年度実施 厚木市市民協働提案事業 応募の手引き

事前相談期間 4月 15 日(火) ~ 5月 30 日(金)

厚木市 市民交流部 市民協働推進課

目 次

市民協働事業提案制度とは	1
行政提案型事業の募集	1
提案に当たっての注意事項	1
1 対象団体	1
2 対象事業	2
3 事業実施期間	2
4 経費負担額	3
5 対象経費	4
6 提出書類	5
7 応募方法	5
8 審査	6
9 実績報告	7
10 その他	7
11 スケジュール（予定）	8
行政提案型事業概要	9
市民活動活性化事業	10
厚木市市民協働事業提案制度実施要綱	13
厚木市市民協働事業提案制度審査基準	18
提案書類記入例	21

市民協働事業提案制度とは

市民協働事業提案制度は、市民活動団体と市が共通する地域課題又は社会課題を解決するため、役割分担を決め、協定を締結し、共に事業を実施する制度です。

この制度には、次の2つの提案区分があります。

➤ **市民提案型事業**

市民活動団体自ら企画提案を行う事業

➤ **行政提案型事業**

市があらかじめ示したテーマ、計画、事業概要に対して、市民活動団体が企画提案を行う事業

行政提案型事業の募集

次の事業を市と協働で実施していただく団体を募集します。

➤ **市民活動活性化事業【新規】⇒P10**

提案に当たっての注意事項

- この制度は、市との協働で実施した後も、団体の事業として継続していただくことを前提としたものです。
- ご提案いただいた事業の実施年度は、翌年度（令和8年度）となります。
※ 令和8年度当初予算の成立が事業実施の条件となります。
- 同一事業について最長3年間提案することができますが、毎年度応募・審査が必要となります。
- 公正性や透明性を確保するため、ご提出いただいた書類については、個人情報を除き、ホームページ等により公開させていただきます。

1 対象団体

提案することができる団体は、次の要件を全て満たす市民活動団体です。

- (1) 活動拠点が厚木市内にあること。
- (2) 3人以上の役員（代表者を含む。）を置き、かつ、構成員に5人以上の市民がいること。
- (3) 団体の運営に関する会則等があり、適正な会計処理が行われていること。
- (4) 次年度以降も継続して活動する見込みがあること。

ただし、次のいずれかに該当する市民活動団体は、対象になりません。

- (1) 厚木市暴力団排除条例第2条第2号に掲げる暴力団
- (2) 代表者又は役員が厚木市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員である団体

2 対象事業

対象となる事業は、次の要件を全て満たすものです。

- (1) 市内で実施される公益的な事業であり、身近な地域課題について、市民活動団体と市が協働で実施することにより、その解決を目指す事業
- (2) 具体的な効果、成果等が期待でき、市民サービスの向上を目指す事業
- (3) 役割分担が明確かつ妥当であり、市民活動団体と市が協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業
- (4) 市民活動団体の特性である先駆性、専門性、柔軟性等をいかした新たな視点からの事業
- (5) 経費の積算が適正であり、市民活動団体と市が協働で実施することが可能な事業
- (6) 継続及び発展が期待できる事業

ただし、次のいずれかに該当する事業は、対象になりません。

- (1) 公序良俗に反する事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (5) 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (6) 市の事業（施策）への要望又は団体の事業への支援を求める事業
- (7) 市民協働提案事業の実施年度に、国や他の地方公共団体から補助金等の交付を受ける事業
- (8) 市民協働提案事業の実施年度に、この制度以外の本市の補助金等の交付を受ける事業
- (9) 市民協働提案事業を3年実施した団体と同一若しくは構成員を同じくする団体が提案する目的や内容が同じ事業

3 事業実施期間

事業の実施期間は、令和8年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）です。

ただし、令和8年度当初予算の成立が事業実施の条件となります。

- この制度は、市との協働で実施した後も、団体の事業として継続していただくことを前提としたものです。
- 同一事業について最長3年間提案することができますが、毎年度応募・審査が必要です。

4 経費負担額

経費負担額（市負担金）は、次の表のとおりで、予算の範囲内で決定します。

事業提案年数	経費負担額	限度額
1年目	支援対象経費の合計額の100%以内の額	200万円
2年目	支援対象経費の合計額の 90%以内の額	180万円
3年目	支援対象経費の合計額の 80%以内の額	160万円

※ 算出した経費負担額と事業に係る収入の合計額が事業に要する経費の合計額を超える

（収入>支出となる）場合は、その超える額を経費負担額から控除します。

※ 事業に係る収入とは、次のようなものです。

- (1) 事業の一環として実施するバザー等の収益金
- (2) 事業への参加者負担金、参加費等
- (3) 事業に係る民間団体等からの補助金、負担金等

※ 算出した経費負担額に千円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てます。

- 予算がかからない事業や少額の事業も対象となります。
- 市負担金は、原則として分割で交付します。
- 事業を中止した場合や事業実施後に余剰金が発生した場合は、市負担金を返還していただきます。
- 収入・支出に係る帳簿や領収書は、事業実施後に提出していただきますので、必ず保管してください。詳細については、P 7をご確認ください。

5 対象経費

対象事業に要する経費のうち、支援の対象となる経費とその基準は、次の表のとおりです。

項目	基準
報償費	講師、指導者、協力者等への謝礼 [スタッフへの謝礼は対象外] 〔基準〕2時間程度の講演会、講習会の場合 ① 国又は地方公共団体の職員：上限7,000円／時間 ② 大学の教授・准教授・講師、民間会社又は各種団体の職員 ：上限10,000円／時間 ※ ①、②以外に対する謝礼については、協議により決定します。
人件費	事業に直接携わるスタッフの人件費（事業当日に限る。） 〔条件〕①、②をいずれも満たすこと ① 1人当たり上限3,000円／日 ② 人件費を除く対象経費の10%以内
消耗品費	文具、用紙、材料等の購入費 (短期間の使用によって、性質又は形状を失い、使用できなくなるもの)
印刷製本費	ちらし・ポスター等の印刷・コピー代
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機械借上料、空き店舗・空き家の賃借料 〔スタッフへの賃借料は対象外〕
光熱水費	施設の電気・水道・ガス使用料
通信運搬費	郵送料、宅配便料等
食糧費	講師等の飲物代、食事代 〔スタッフへの飲物代等は対象外〕 〔条件〕1人当たり上限1,000円／日
備品購入費	備品の購入費 (長期にわたって性質又は形状を変えることなく使用できるもの) 〔条件〕①、②をいずれも満たすこと ① 事業の立ち上げ若しくは拡大に伴う新規購入又は故障等により使用できなくなり、更新しなければ事業が成り立たないもの ② 単価3万円未満の物品

- 支援の対象となる経費は、事業に直接必要となるものに限ります。
- 人件費を除き、団体の構成員（スタッフ）に対する支出は、支援の対象になりません。（構成員に対する講師謝礼、飲物代等、構成員が所有する物品に対する賃借料など）
- 表に記載されていない経費のうち、事業実施に不可欠な経費については、協議により対象の可否を決定します。
ただし、広告宣伝費や宿泊費、保険料、予備費などは対象になりません。

6 提出書類

応募に必要な書類は、次のとおりです。

- (1) 厚木市市民協働事業提案書（第1号様式）
- (2) 企画書（第2号様式）
- (3) 事業スケジュール（第3号様式）
- (4) 収支予算書（第4号様式）
- (5) 役員等氏名一覧表（第5号様式）
- (6) 団体の会則等
- (7) 団体の会員名簿
- (8) 団体の会計書類

各種様式は、市ホームページからダウンロードできます。

[ホーム > くらし・手続 > 市民協働・相談 > 市民協働・市民活動 >
市民協働事業提案制度 > 【令和8年度実施】市民協働提案事業のご案内]

また、応募される団体は、市民活動団体登録を行ってください。

登録に当たっては、厚木市市民活動団体登録申請書等の必要書類を提出してください。

様式は、市ホームページからダウンロードできます。

[ホーム > くらし・手続 > 市民協働・相談 > 市民協働・市民活動 >
ボランティア・NPO > 市民活動団体登録制度]

7 応募方法

応募には必ず事前相談が必要です。提案を希望される方は、市民協働推進課（電話 046-225-2101（直通））までご連絡ください。

- (1) 事前相談期間 令和7年4月15日（火）から5月30日（金）まで
- (2) 書類提出期限 令和7年6月13日（金）まで

8 審査

ご提案いただいた事業については、第一次審査と第二次審査を行い、採択を決定します。

(1) 第一次審査【書類審査】

市の担当課、関係課等の意見等を参考に、市民協働事業選考委員会（市職員による組織）が審査を行います。

【審査項目】

No.	項目	着眼点
1	公益性・課題解決	市内で実施される公益的な事業であり、身近な地域課題について、市民活動団体と市が協働で実施することにより、その解決を目指す事業であるか。
2	市民サービスの向上	具体的な効果、成果等が期待でき、市民サービスの向上を目指す事業であるか。
3	協働による効果	役割分担が明確かつ妥当であり、市民活動団体と市が協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業であるか。
4	新規性	市民活動団体の特性である先駆性、専門性、柔軟性等をいかした新たな視点からの事業であるか。
5	実施の可否	経費の積算が適正であり、市民活動団体と市が協働で実施することが可能な事業であるか。
6	継続性	継続及び発展が期待できる事業であるか。

(2) 第二次審査【プレゼンテーション審査】

第一次審査で適当と認められた事業について、提案団体がプレゼンテーションを行い、市民協働推進委員会（外部委員による組織）が審査を行います。

【審査項目】

No.	項目	審査のポイント
1	必要性	地域や社会の課題を的確に捉え、市民協働提案事業として実施することで、地域課題の解決につながるか。
2	先駆性	市民活動団体の特性をいかした柔軟な視点での事業内容か。
3	実現性	市民活動団体の知識や経験をいかし、計画的で、事業実施期間内に達成できる年間スケジュールが立案されているか。
4	発展性	提案された事業は、今後の成果の広がりと継続が期待できるか。
5	役割分担 費用の妥当性	行政と市民活動団体の役割分担が明確であり、事業実施するための適正な経費が積算されているか。
6	団体の 実施能力	市民活動団体として自立し、事業を遂行する組織体制等が整っており、問題解決能力があると認められるか。

※ 詳細については、P13「厚木市市民協働事業提案制度審査基準」をご確認ください。

9 実績報告

事業が完了した日又は年度が終了した日のいずれか早い日から 30 日以内に、次の書類を提出してください。

- (1) 厚木市市民協働事業実績報告書（第8号様式）
- (2) 収支決算書（第9号様式）
- (3) 収入・支出についての帳簿、領収書等の写し、その他証拠書類

※ 帳簿や領収書については、確認させていただく場合がありますので、事業終了後5年間（令和14年3月まで）保存してください。

領収書等の写しの提出に当たっては、次の点にご注意ください。

- レシートの写し（支払先、支払日、支払内容、支払金額が分かるものに限る。）も有効です。
- 領収書やレシートの写しは、支出科目（報償費、消耗品費など）別に整理して提出してください。
- 次のような領収書等は無効です。
 - ① 領収書の但し書が「品代」など、支払内容の詳細が不明なもの
※ 購入品、単価、数量などの明細が分かるレシート等を添付してください。
 - ② 事業に無関係な商品等が混在しているもの
 - ③ 宛名が提案団体名でないもの
 - ④ 日付が事業実施期間外のもの

10 その他

- (1) ちらしやポスターを作成する場合は、「厚木市市民協働提案事業」と明記してください。
- (2) 活動状況を把握するため、厚木市市民協働推進委員会の委員が活動現場を見学させていただく場合があります。

11 スケジュール（予定）

募集から事業実施までのスケジュールは、次のとおりです。

4月15日（火）～6月13日（金）

事業の募集

提案書等を市民協働推進課に提出

7月

市民協働事業選考委員会

市民提案型：担当課を決定
行政提案型：応募状況を報告

7～8月

団体と担当課による協議

事業内容について協議

8月

第一次審査

市民協働事業選考委員会による書類審査

10月

第二次審査

（プレゼンテーション）

市民協働推進委員会によるプレゼンテーション審査



10月

最終選考

審査委員の意見を踏まえ、市長が最終選考



10月

選考結果通知

提案団体に選考結果を通知し、ホームページで公表



10月～令和8年3月

団体と担当課による最終調整

事業実施に向け、役割分担や事業内容について調整



令和8年4月

協定の締結・事業開始

団体と市が相互に遵守しなければならない協定を締結し、事業をスタート

行政提案型事業概要

1 市民活動活性化事業【新規】 . . . 10

市民活動 活性化事業

市民協働推進課

事業の目的

市民活動の活性化を図ることにより、活力に満ちた心豊かに暮らせる市民協働によるまちづくりを推進することを目的とします。

【市民協働】

市民及び市長等が、不特定かつ多数のものの利益の増進を図るため、相互に補完し、及び協力すること。



厚木市マスコットキャラクター

あゆつかん

1

市民協働で行う意義

厚木市では市民協働による取組を厚木市ホームページや広報あつぎなどにより市民の皆様にお知らせしています。

一方、市民活動団体の活動紹介イベントの開催予定、ボランティアの募集情報などは主に、それぞれの市民活動団体によるSNSやチラシにより市民の皆様にお知らせしています。

それぞれの特性を生かしながら、両者が協力しながら市民活動に関する情報発信等を行うことで市民活動の活性化を図ることができると考えられます。



事業の概要

市民活動活性化事業

市民活動団体の活動紹介、イベントの開催予定、ボランティアの募集情報などを広く市民に周知し、行政、市民活動団体、市民、企業のマッチング機会の提供をすることにより市民活動の活性化を図る。

- ・SNSを活用した情報発信
- ・イベントの開催
- ・その他上記目的が達成できる事業

3

事業の効果

市民活動団体の取組を知ることで、社会環境の変化により生じた課題やニーズを認識できると共に、まちづくりの主体として行動する市民が増え、地域の特性をいかしたまちづくりができます。

協働の条件

団体の専門性、特性等を活用し、他の市民活動団体と連携及び協力し、市民協働の推進に努めている団体であること。

協働の期間

3年間

5

厚木市市民協働事業提案制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市市民協働推進条例（平成24年厚木市条例第17号。以下「条例」という。）第7条第3項の規定に基づき、厚木市市民協働事業提案制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民協働事業 次のいずれかの事業をいう。

ア 市民提案型事業 市民活動団体自ら企画提案を行う市民協働事業

イ 行政提案型事業 市長等があらかじめ示したテーマ、計画、事業等の概要に対して、市民活動団体が企画提案を行う市民協働事業

(2) 市民活動団体 条例第2条第3号に掲げる市民活動団体をいう。

(提案団体の要件)

第3条 市民協働事業を提案することができる市民活動団体は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

(1) 活動拠点が市内にあること。

(2) 3人以上の役員（代表者を含む。）を置き、かつ、構成員に5人以上の市民がいること。

(3) 運営に関する会則等があり、適正な会計処理が行われていること。

(4) 次年度以降も継続して活動する見込みがあること。

2 前項の規定にかかわらず、厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号）第8条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する市民活動団体は、提案することができない。

(1) 厚木市暴力団排除条例第2条第2号に掲げる暴力団

(2) 代表者又は役員のうち厚木市暴力団排除条例第2条第3号に掲げる暴力団員に該当する者があるもの

(対象となる事業)

第4条 市民協働事業は、次の各号のいずれの要件も満たすものでなければならない。

(1) 市内で実施される公益的な事業であり、身近な地域課題について、市民活動団体と市長等が協働で実施することにより、その解決を目指す事業であること。

(2) 具体的な効果、成果等が期待でき、市民サービスの向上を目指す事業であること。

(3) 役割分担が明確かつ妥当であり、市民活動団体と市長等が協働で実施することによ

り相乗効果が期待できる事業であること。

- (4) 市民活動団体の特性である先駆性、専門性、柔軟性等をいかした新たな視点からの事業であること。
- (5) 経費の積算が適正であり、市民活動団体と市長等が協働で実施することが可能な事業であること。
- (6) 継続及び発展が期待できる事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、事業が次の各号のいずれかに該当するときは、提案することができない。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするものの
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
- (5) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの
- (6) 市の事業（施策）への要望又は団体の事業への支援を求めるもの
- (7) 市民協働事業の実施年度において、国又は他の地方公共団体から補助金等の交付を受けているもの
- (8) 市民協働事業の実施年度において、この要綱以外の要綱その他の規程による本市の補助金等の交付を受けているもの
- (9) この要綱に基づく市民協働事業を3年実施した団体と同一若しくは構成員と同じくする団体が提案する目的又は内容を同じくするもの

（実施期間）

第5条 市民協働事業の実施期間は、単年度とする。ただし、毎年度審査を経て3年を限度として提案することができる。

（事業の提案）

第6条 市民協働事業を提案しようとする市民活動団体は、厚木市市民協働事業提案書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が指定した期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 企画書（第2号様式）
- (2) 事業スケジュール（第3号様式）
- (3) 収支予算書（第4号様式）
- (4) 役員等氏名一覧表（第5号様式）

(5) 市民活動団体の会則等、会員名簿及び会計書類

(担当課の決定)

第7条 市長は、前条の規定により市民協働事業の提案書類を受理した場合は、当該市民協働事業の担当課等を決定し、提案した市民活動団体に厚木市市民協働事業担当課決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(市民協働事業選考委員会)

第8条 市長は、提案された市民協働事業の書類選考等を行うため、厚木市市民協働事業選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置するものとする。

2 選考委員会は、市職員をもって構成し、対象となる事業に係る市の担当課、関係課等の意見及び評価を参考に、第一次審査を行うものとする。

(市民協働推進委員会)

第9条 条例第11条に規定する厚木市市民協働推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、前条第2項の規定による第一次審査で適當と認められた事業について、第二次審査を行い、その結果について、市長に意見を述べるものとする。

(事業の採択)

第10条 市長は、推進委員会の意見を踏まえ、市民協働事業として採択又は不採択を決定したときは、その旨を厚木市市民協働事業採択結果通知書（第7号様式）により、提案した市民活動団体に通知するものとする。

(経費負担)

第11条 市長は、予算の範囲内において、別表に定めるところにより、市民協働事業の経費を負担することができる。

(協定書の締結等)

第12条 市長は、市民協働事業の実施に当たり、提案した市民活動団体と協定を締結するものとする。

(状況報告及び調査)

第13条 市長は、市民協働事業の実施期間中において、当該市民協働事業を実施する市民活動団体の構成員から、当該市民協働事業の進捗状況について聴取し、又は調査を行うことができるものとする。

(報告書等の提出)

第14条 市民協働事業を実施する市民活動団体は、当該市民協働事業が完了した日又は当該市民協働事業の実施に係る市の会計年度が終了した日のいずれか早い日から30日以内に、厚木市市民協働事業実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（第9号様式）

(2) 当該市民協働事業に係る帳簿及び領収書等の写し並びにその他収入及び支出についての証拠書類

(成果)

第15条 市長は、前条に規定する厚木市市民協働事業実績報告書等の提出を受けたときは、その成果について公表するものとする。

(書類の整備等)

第16条 市民協働事業を実施する市民活動団体は、当該市民協働事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該市民協働事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の第11条及び別表の規定は、この要綱の施行の日以後に第6条の規定による1年目の提案がなされたものについて適用する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年度に第6条の規定による3年目の提案がなされたものについては、別表3年目の項中「支援対象経費の合計額の80パーセント以内の額」とあるのは「支援対象経費の合計額以内の額」に、「160万円」とあるのは「200万円」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

事業提案年数	経費負担額	限度額
1年目	支援対象経費の合計額以内の額	200万円
2年目	支援対象経費の合計額の90パーセント以内の額	180万円
3年目	支援対象経費の合計額の80パーセント以内の額	160万円

備考

- 1 「支援対象経費」とは、次に掲げる経費のうち、市民協働事業の実施に必要であると市長が認める経費をいう。
 - (1) 報償費
 - (2) 人件費
 - (3) 消耗品費
 - (4) 印刷製本費
 - (5) 使用料及び賃借料
 - (6) 光熱水費
 - (7) 通信運搬費
 - (8) 食糧費、備品購入費その他市長が必要と認める経費
- 2 当該市民協働事業に係る収入と経費負担額の合計額が当該市民協働事業に要する経費の合計額を超える場合は、その超える額を経費負担額から控除する。この場合において、市民協働事業に係る収入とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 市民協働事業の一環として実施するバザー等収益金
 - (2) 市民協働事業への参加者負担金及び参加費等
 - (3) 市民協働事業に係る民間団体等からの補助金、負担金等
- 3 算出した額に千円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

厚木市市民協働事業提案制度審査基準

1 目的

この基準は、厚木市市民協働事業提案制度（市民提案型事業・行政提案型事業）に提案された市民協働事業について、採択又は不採択とすべき事業を審査するための基準を示したものである。

2 審査方法

- (1) 第一次審査 市の担当課、関係課等の意見等を参考に厚木市市民協働事業選考委員会が行う書類による審査
- (2) 第二次審査 第一次審査で適當と認められた事業について厚木市市民協働推進委員会が行うプレゼンテーションによる審査

3 第一次審査

- (1) 委員は、次表の6項目について4段階評価で採点するものとする。

項目	着眼点
公益性・課題解決	市内で実施される公益的な事業であり、身近な地域課題について、市民活動団体と市が協働で実施することにより、その解決を目指す事業であるか。
市民サービスの向上	具体的な効果、成果等が期待でき、市民サービスの向上を目指す事業であるか。
協働による効果	役割分担が明確かつ妥当であり、市民活動団体と市が協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業であるか。
新規性	市民活動団体の特性である先駆性、専門性、柔軟性等をいかした新たな視点からの事業であるか。
実施の可否	経費の積算が適正であり、市民活動団体と市が協働で実施することが可能な事業であるか。
継続性	継続及び発展が期待できる事業であるか。

【配点基準】

評価	高く評価できる	評価できる	評価できるが検討を要する	評価できない
点数	4	3	2	1

- (2) 採点する委員は、厚木市市民協働事業選考委員会委員のうち、事業を主管する課長を除く委員とする。
- (3) 各委員の審査は、24点満点とし、15点以上を可とする。

- (4) 審査項目の点数のうち、1項目でも1点を採点した委員がいる事業については、
厚木市市民協働事業選考委員会として、可否について協議するものとする。
- (5) 第二次審査に進むべき事業は、採点する委員の過半数で決し、可否同数の場合は
委員長の決するところによる。

4 第二次審査

- (1) 委員は、次表の6項目について5段階評価で採点するものとする。

項目	審査のポイント
必要性	地域や社会の課題を的確に捉え、市民協働事業として実施することで、地域課題の解決につながるか。
先駆性	市民活動団体の特性をいかした柔軟な視点での事業内容か。
実現性	市民活動団体の知識や経験をいかし、計画的で、事業実施期間内に達成できる年間スケジュールが立案されているか。
発展性	提案された事業は、今後の成果の広がりと継続が期待できるか。
役割分担 費用の妥当性	行政と市民活動団体の役割分担が明確であり、事業実施するための適正な経費が積算されているか。
団体の実施能力	市民活動団体として自立し、事業を遂行する組織体制等が整っており、問題解決能力があると認められるか。

【配点基準】

評価	非常に評価できる	十分に評価できる	評価できる	評価できるが不十分	評価できない
点数	5	4	3	2	1

- (2) 各委員の審査は、30点満点とし、18点以上を可とする。
- (3) 審査対象となる団体に所属する委員は、その事業の審査から外れるものとする。
- (4) 審査項目の点数のうち、1項目でも1点を採点した委員がいる事業については、
市民協働推進委員会として、採択の可否について協議するものとする。
- (5) 採択すべき事業は、採点する委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長
の決するところによる。

5 審査結果

第二次審査後の委員による審査結果の取りまとめについては、非公開とする。

6 審査結果の公表

事業の審査結果は、審査結果意見書として、ホームページで公開する。

附 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。



厚木市市民協働事業提案書

令和7年4月15日

(宛先) 厚木市長

住所又は所在地 厚木市中町3-17-17

団体名 あつぎ〇〇〇の会

代表者名 厚木 太郎

厚木市市民協働事業について、次のとおり提案します。

なお、会員名簿及び担当者連絡先を除き、公開を承諾します。

1 事業名	〇〇〇〇事業		
2 提案の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 市民提案型事業 <input type="checkbox"/> 行政提案型事業		
3 提案年数	<input checked="" type="checkbox"/> 1年目	<input type="checkbox"/> 2年目	<input type="checkbox"/> 3年目
4 事業概要	<p>厚木市内では、現在・・・・が・・・・である。</p> <p>そのため、・・・・を・・・・する必要があり、・・・・を対象として・・・・を・・・・するため、・・・・を実施する。</p> <div style="background-color: #ffffcc; padding: 5px; border: 1px solid black; margin-top: 10px;">事業の目的や内容を分かりやすく簡潔に記載してください。</div>		
5 事業実施期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで		
6 事業費総額	319,400円	●	(P21) 収支予算書(支出の部)の合計(c)の額
7 市が負担する額	221,000円	●	(P21) 収支予算書(収入の部)の市負担金(A)の額
8 添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 企画書 <input checked="" type="checkbox"/> 事業スケジュール <input checked="" type="checkbox"/> 収支予算書 <input checked="" type="checkbox"/> 役員等氏名一覧表 <input checked="" type="checkbox"/> 団体の会則等 <input checked="" type="checkbox"/> 団体の会員名簿 <input checked="" type="checkbox"/> 団体の会計書類 <input type="checkbox"/> その他 ()		
9 担当者連絡先	氏名 厚木 花子 電話番号 046-225-2141		

第一次審査と第二次審査の審査項目を確認し、全ての項目を網羅するよう意識しながら記載してください。

1 事業の分野	<input checked="" type="checkbox"/> 保健・医療・福祉 <input type="checkbox"/> まちづくり <input type="checkbox"/> 環境保全 <input type="checkbox"/> 地域安全 <input type="checkbox"/> 国際協力 <input type="checkbox"/> 子どもの健全育成 <input type="checkbox"/> 科学技術の振興 <input type="checkbox"/> 職業能力開発・雇用機会 <input type="checkbox"/> 非営利活動支援	<input type="checkbox"/> 社会教育 <input type="checkbox"/> 学術・文化・芸術・スポーツ <input type="checkbox"/> 災害救助 <input type="checkbox"/> 人権・平和 <input type="checkbox"/> 男女共 <input type="checkbox"/> 情報化 <input type="checkbox"/> 経済活 <input type="checkbox"/> 消費者 <input type="checkbox"/> その他	どのような地域課題があるのか、なぜこの事業を実施する必要があるのかを具体的に記載してください。
	････について、厚木市内では、････が ････という状況にある。 こうした状況を改善し、...環境をよりよくするために は、...を...し、...していく必要がある。		
2 事業の目的 ・必要性	･･を...するため、...のノ ウハウを生かし、...を対象に月に1回...を実 施する。 また、...を...のため、 の方法により...を開催する。		
3 事業の内容	あつぎ市民交流プラザ、市内公民館		
4 実施場所	事業の対象や実施回数・頻度、実施方法、市民活動団体の特性などを含め、事業内容を具体的に記載してください。		
5 期待される 効果・成果	･･を...することにより、...が... となることが期待でき、...を...する ことができる。		
6 役割分担	提案者の役割 ･･の企画・運営 ･･の作成	市の役割 ･･の周知 ･･の会場の確保	市と協働で事業を実施することにより、どのような効果や成果が期待できるか記載してください。
7 自主財源確保 に向けた取組	参加者の意見を...で把握し、2年目から適正な参加費 を徴収するとともに、協力団体・企業を募り、...を 確保することにより、自主運営に移行する。		
	市民協働提案事業としての実施が終了した後、 団体の事業として継続していくための財源確保 に向けた考え方を記載してください。		

令和8年度から令和11年度までの
事業計画と収支計画を記載してく
ださい。

8 事 業 計 画
収 支 計 画

		事業内容	・・・・の実施 ・・・・の開催 ・・・・を・・・するための検討
令和8年度	収支予算	事業内容	・・・・の実施 ・・・・の開催 ・・・・を・・・するための検討
		事業内容	・・・・の実施 ・・・・の開催 ・・・・の試験的導入
令和9年度	収支予算	事業内容	・・・・の実施 ・・・・の開催 ・・・・の試験的導入
		事業内容	・・・・の実施 ・・・・の開催 ・・・・の導入
令和10年度	収支予算	事業内容	・・・・の実施 ・・・・の開催 ・・・・の導入
		事業内容	・・・・の実施 ・・・・の開催 ・・・・の導入による効果の検証
令和11年度	収支予算	事業内容	・・・・の実施 ・・・・の開催 ・・・・の導入による効果の検証
		事業内容	・・・・の実施 ・・・・の開催 ・・・・を・・・するための検討

予定している年間スケジュール
をできる限り詳細に記載してく
ださい。

事業スケジュール

時期	内容
4月	
5月	・・・・の開催（あつぎ市民交流プラザ）
6月	
7月	
8月	
9月	・・・・の開催（依知北公民館）
10月	
11月	
12月	
1月	・・・・の開催（愛甲公民館）
2月	
3月	

【通年】
・・・・の実施

第4号様式（第6条関係）

収支予算書

負担率は提案年数によって異なります。

1年目：100%（上限200万円）

2年目：90%（上限180万円）

3年目：80%（上限160万円）

(収入の部)

(単位：円)

項目	予算額	積算根拠（単価、数量等）
市負担金(A)	221,000	221,000円×100%
事業収入 ○○団体負担金	30,000	(支出の部)の支援対象経費の 小計(a)に負担率を乗じた額
小計(B)	30,000	
団体負担金等(C)	68,400	
合計(D)=(A)+(B)+(C)	319,400	

(支出の部)

(P4) 対象経費の項目
名ごとに記載してく
ださい。

(単位：円)

区分	項目	予算額	積算根拠（品名、単価、数量等）
支援対象経費	報償費	90,000	○○ワークショップ講師謝礼@50,000円(3時間) ×3回（うち@10,000円×3時間×3回）
	人件費	15,000	@500円×10人×3回
	消耗品費	20,000	資料用コピー用紙(2,500枚入り)@4,000円×5箱
	印刷製本費	60,000	ちらし印刷代@3円×5,000部=15,000円 ポスター印刷代@50円×300部=15,000円 資料印刷代@100円×100部×3回=30,000円
	通信運搬費	36,000	参加者宛て通知郵送料@120円×100人×3回
	小計(a)	221,000	
支援対象外経費	報償費 (団体負担)	60,000	○○ワークショップ講師謝礼@50,000円(3時間) ×3回（うち150,000円-90,000円）
	食糧費	30,000	○○ワークショップ参加者用飲物代@100円× 100人×3回
	保険料	8,400	@28円×100人×3回
	小計(b)	98,400	
合計(c)=(a)+(b)	319,400		

※ 収入合計(D)と支出合計(c)は、一致すること。

第5号様式（第6条関係）

役員等氏名一覽表

令和7年4月15日現在

第1号様式（第3条関係）

厚木市市民活動団体登録申請書

令和7年5月15日

(宛先) 厚木市長

住所又は所在地 厚木市中町3-17-17
 団体名 あつぎしあわせ会
 代表者名 協働 町子

厚木市市民活動団体登録について、次のとおり申請します。

ふりがな	あつぎしあわせかい		
団体名	あつぎしあわせ会		
ふりがな	きょうどう まちこ		
代表者名	協働 町子		
連絡先 ※「公開する」を選択した項目は、市ホームページ等で公開します。	ふりがな	あつぎ たろう	<input checked="" type="checkbox"/> 公開する <input type="checkbox"/> 公開しない
	担当者名	厚木 太郎	<input checked="" type="checkbox"/> 公開する <input type="checkbox"/> 公開しない
	住所	〒243-0018 厚木市中町1-4-1	<input checked="" type="checkbox"/> 公開する <input type="checkbox"/> 公開しない
	電話番号	046-225-2141	<input checked="" type="checkbox"/> 公開する <input type="checkbox"/> 公開しない
	FAX番号	046-221-0260	<input checked="" type="checkbox"/> 公開する <input type="checkbox"/> 公開しない
	メールアドレス	atsugiatsugi@co.jp	<input checked="" type="checkbox"/> 公開する <input type="checkbox"/> 公開しない
複数選択可	連絡方法	<input checked="" type="checkbox"/> 電話 <input checked="" type="checkbox"/> FAX <input checked="" type="checkbox"/> メール	
事務所	<input checked="" type="checkbox"/> 有（住所：厚木市中町2-12-15） <input type="checkbox"/> 無		
ホームページ	<input checked="" type="checkbox"/> 有（URL： https://www.atsugiatsugi.jp/ ） <input type="checkbox"/> 無		

設立年月日	平成24年4月1日				
主な活動分野 ● 複数選択可	<input type="checkbox"/> 保健・医療・福祉	<input type="checkbox"/> 社会教育	<input checked="" type="checkbox"/> まちづくり		
	<input type="checkbox"/> 観光	<input type="checkbox"/> 農業・漁業	<input type="checkbox"/> 学術・文化・芸術・スポーツ		
	<input type="checkbox"/> 環境保全	<input type="checkbox"/> 災害救援活動	<input type="checkbox"/> 地域安全活動		
	<input type="checkbox"/> 人権・平和	<input type="checkbox"/> 国際協力	<input type="checkbox"/> 男女共同参画社会		
	<input type="checkbox"/> 子どもの健全育成	<input type="checkbox"/> 情報化社会	<input type="checkbox"/> 科学技術		
	<input type="checkbox"/> 経済活動活性化	<input type="checkbox"/> 職業能力開発・雇用機会拡大	<input type="checkbox"/> 消費者保護		
	<input type="checkbox"/> 非営利活動支援	<input type="checkbox"/> その他()			
	・まちづくり研究会の実施 ・市街地活性化のためのイベント開催				
主な活動場所	ボランティアセンター				
活動日	毎月第2、第4土曜日				
活動時間帯	午前10時から正午				
年間活動日数	約30日				
会員数	15人				
会員の年齢層	20代～40代				
会員の募集	<input checked="" type="checkbox"/> 有(必要資格等:なし) (募集時期:随時) <input type="checkbox"/> 無				
会費	<input checked="" type="checkbox"/> 有(年額・月額3,000円) <input type="checkbox"/> 無				
入会金	<input checked="" type="checkbox"/> 有(1,000円) <input type="checkbox"/> 無				
団体情報の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 可を選択した場合、市民活動主管課窓口及び市ホームページにおいて公開します。				

 **ふれあいの家庭づくり**
 **ふれあいの地域づくり**
 **ふれあいのまちづくり**



「ふれあい」の大切さを共有し、市民自治のシンボルとするため、「市民ふれあい都市」を宣言しました。人と人とのつながりを深め、市民協働により、ふれあいあふれる厚木市をつくっていきましょう。

厚木市 市民交流部 市民協働推進課（第二庁舎3階）

【所在地】 〒243-8511 厚木市中町 3-17-17

【電 話】 046 (225) 2101 (直通)

【F A X】 046 (221) 0260

【E-mail】 2800@city.atsugi.kanagawa.jp